

北海道剣淵高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程

(目的)

第1条 北海道剣淵高等学校における介護福祉士養成課程（以下、介護福祉士養成課程という）は、学則に定める他、本規程の定めるところによる。

(名称・位置)

第2条 介護福祉士養成課程は、北海道剣淵高等学校生活福祉系列（北海道上川郡剣淵町仲町22番1号）に置くものとする。

(修業年限)

第3条 介護福祉士養成課程の修業年限は3年とする。

(学年定員・学級数)

第4条 学年1学級とし、生活福祉系列の1学級の定員数は、24名とする。

(入学資格)

第5条 学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者。

(入学者の選考)

第6条 北海道立高等学校入学者選抜実施要項により実施する。

(養成課程・履修認定)

第7条 生活福祉系列に設定された次項の教科科目の単位を、すべて履修・修得しなければならない。

2 数学I 3単位・家庭基礎2単位・社会福祉基礎4単位・介護福祉基礎5単位・コミュニケーション技術2単位・生活支援技術10単位・介護過程4単位・介護総合演習3単位・介護実習13単位・こころとからだの理解8単位 計54単位

3 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とする。

4 介護福祉士養成課程の教育課程は別紙によるものとする。

5 履修は、各科目の出席時間数が、福祉系高等学校の設置及び運営に係る指針の5生徒に関する事項（5）学校指定規則別表第5に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に満たないものについては、当該科目の認定をしないこと。

(実習費の徴収)

第8条 介護福祉士養成のためにかかる実習費は、別途徴収する。ただし、3年間で15万円を超えないものとする。

附則 本規程は、平成21年4月1日より施行する。

本規程は、平成30年4月1日より改正し、適用する。

本規程は、令和2年4月1日より改正し、適用する。